

(第一類 第八号)

衆議院 厚生委員会 議録 第二号

(七五)

昭和二十八年六月十八日(木曜日)

午前十時四十四分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君

理事 松永 佛骨君 理事 古屋 薬男君

理事 長谷川 保君 理事 梶

理事 中川 俊思君

青柳 一郎君

加藤 鑑五郎君

助川 良平君

田中 元君

安井 大吉君

山口 六郎次君

中野 四郎君

杉山 元治郎君

柳田 秀一君

山下 春江君

亘 四郎君

出席政府委員

厚生政務次官 中山 マサ君

厚生事務官 安田 嶽君

(社会局長)

委員外の出席者

厚生技官(公衆衛生 局環境衛生部長) 横本 正康君

専門員 川井 章知君

専門員 山本 正世君

委員島上善五郎君辞任につき、その補欠として原彪君が議長の指名で委員に選任された。

同月十七日

委員高橋等君辞任につき、その補欠として降旗徳弥君が議長の指名で委員に選任された。

同月十八日

理事山下春江君の補欠として古屋菊男君が理事に当選した。

六月十三日

と畜場法案(内閣提出第一七号)

民生委員法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一九号)

食品衛生法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一八号)(予)

連合国軍労務要員の事故による被害

者遺族に戰傷病者戦没者遺族等援護

法適用の請願(大石ヨシエ君紹介)

(第二二六号)

同月一日

連合国軍労務要員の事故による被害

者遺族に戰傷病者戦没者遺族等援護

法適用の請願(大石ヨシエ君紹介)

(第二二六号)

同月四日

豊崎簡易水道敷設費国庫補助の請願

(松浦周太郎紹介)(第一一七号)

同月十五日

中國人を虐殺難者遺骨送還に関する請願

(柳田秀一君紹介)(第七八二号)

同月二日

國立善通寺病院伏見分院を國立結核

療養所へ転換の請願(成田知巳君紹介)

(第三六二号)

同月八日

國立三農療養所施設拡充に関する請

願(成田知巳君紹介)(第三六三号)

同月二日

中国人捕虜殉難者遺骨搜查等に関する請願

(柳田秀一君紹介)(第三六四号)

同月八日

中川村国民健康保険直営診療所の施

設拡充に関する請願(松浦周太郎君紹介)(第四六六号)

同月八日

戰傷病者に対する福利厚生施策の拡

充強化に関する請願(堤ツルヨ君紹介)

(第四六七号)

同月八日

種苗部下の伝染病害新設費国庫補助

の請願(野田卯一君紹介)(第四六八号)

同月九日

戰傷病者戰没者遺族等援護法の一部

改正に関する請願(野田卯一君紹介)

(第四六九号)

国立田辺病院看護婦宿舎及び官舎設置に関する請願(辻原弘市君紹介)

(第五五九号)

戰争受刑者獄死者遺族援護措置に関する請願(山中貞則君紹介)(第七一四号)

日雇労働者健康俗謄法制定に関する請願(島上善五郎君紹介)(第七四三号)

同月十五日

戰傷病者、戦没者遺族等援護法に基づく遺族国庫債券の資金化促進に関する請願(柳田秀一君紹介)(第七四三号)

同月二日

陳情書(北海道議会議員村上ひで)(第一二二号)

同月八日

結核回復者の強制割当雇用の法定に

関する陳情書(新潟県柏崎市國立新

潟療養所内新潟県患者同里瀧沢禪

吉)(第一二二号)

引揚者の住宅整備促進に関する陳情

書(広島県知事大原博夫)(第三〇四号)

母子福祉資金貸付事務に関する陳情

書(広島県知事大原博夫)(第三〇五号)

戦傷病者、戦没者遺族等援護法に基づく遺族国庫債券の資金化促進に関する陳情書(北海道議会議員村上吉)(第三〇五号)

国民健康保険振興に関する陳情書(兵庫県民生部保険課内国民健康保

険近畿地方協議会会長友井茂次)(第

三〇六号)

要外一名(第二二六三号)

戰没者遺族援護に関する陳情書(高知県香美郡片地村山崎徳治)(第三〇三号)

引揚者の住宅整備促進に関する陳情

書(広島県知事大原博夫)(第三〇四号)

母子福祉資金貸付事務に関する陳情

書(広島県知事大原博夫)(第三〇五号)

戦傷病者、戦没者遺族等援護法に基づく遺族国庫債券の資金化促進に関する陳情書(北海道議会議員村上吉)(第三〇五号)

引揚者の住宅整備促進に関する陳情

書(広島県知事大原博夫)(第三〇六号)

国民健康保険振興に関する陳情書(兵庫県民生部保険課内国民健康保

険近畿地方協議会会長友井茂次)(第

三〇六号)

国民健康保険振興に関する陳情書(兵庫県民生部保険課内国民健康保

険近畿地方協議会会長友井茂次)(第

三〇六号)

国民健康保険振興に関する陳情書(兵庫県民生部保険課内国民健康保

険近畿地方協議会会長友井茂次)(第

三〇六号)

国民健康保険振興に関する陳情書(兵庫県民生部保険課内国民健康保

険近畿地方協議会会長友井茂次)(第

三〇六号)

国民健康保険振興に関する陳情書(兵庫県民生部保険課内国民健康保

<p

○小島委員長 次に、と畜場法案、民生委員法の一部を改正する法律案、以上三件を一括して議題とし、審査に入ります。まず中山厚生政務次官より、趣旨の説明を聽取したいと存じます。中山厚生政務次官。

○小島委員長 次に、と畜場法案、民生委員法の一部を改正する法律案、以上三件を一括して議題とし、審査に入ります。まず中山厚生政務次官より、趣旨の説明を聽取したいと存じます。中山厚生政務次官。

と畜場法案

(この法律の目的)

第一条 この法律は、と畜場の經營及び食用に供するために行う獸畜の處理の適正を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「と畜場」とは、牛、馬、豚、めん羊及び山羊をい

う。この法律で「と畜場」とは、食用に供する目的で獸畜をと殺し、又は解体するために設置された施設をいう。

4 この法律で「一般と畜場」とは、通例として生後一年以上の牛若しくは馬又は一日に十頭をこえる獸畜をと殺し、又は解体する規模を有すると畜場をいう。

5 この法律で「簡易と畜場」とは、一般的と畜場以外のと畜場をいう。

5 この法律で「と畜業者」とは、獸畜のと殺又は解体の業を営む者をいう。

(と畜場の設置の許可)

第三条 一般と畜場又は簡易と畜場は、都道府県知事の許可を受けなければ、設置してはならない。

2 前項の規定による許可を受けようとする者は、構造設備その他の厚生省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

3 第一項の規定により許可を受けたと畜場について、構造設備その他の厚生省令で定める事項を変更しようとする者は、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

第四条 都道府県知事は、前条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該と畜場の設置の場所が左の各号の一に該当するとき、又は当該と畜場の構造設備が政令で定める一般と畜場若しくは簡易と畜場の基準に合わないとき、又は当該と畜場の許可を与えないことができる。

1 人家が密集している場所

2 公衆の用に供する飲料水が汚染されるおそれがある場所

3 その他都道府県知事が公衆衛生上危害を生ずるおそれがあると認める場所

4 この法律において通例として定めた場合

5 その他のと畜場

(と畜場の衛生保持)

第五条 と畜場の設置者又は管理者は、と畜場の内外をつねに清潔にして、汚物処理を十分に行い、ねずみ、こん虫等の発生の防止及び駆除に努め、その他公衆衛生上必要な措置を講じなければならない。

(と畜業者等の講すべき衛生措置)

第六条 と畜業者その他獸畜のと殺又は解体を行う者は、と畜場内において獸畜のと殺又は解体を行なう場合には、清潔な器具を用い、水洗を十分に行い、その他公衆衛生上必要な措置を講じなければならない。

(と畜場の使用等の拒否の制限)

第七条 と畜場の設置者又は管理者は、正当な理由がなければ、獸畜のと殺又は解体のためにと畜場を使用することを拒んではならない。

2 と畜業者は、正当な理由がなければ、獸畜のと殺又は解体を拒んではならない。

(と畜場使用料及びと殺解体料)

第八条 と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者は、と畜場使用料又はと殺解体料について、あらかじめ、その額を定めて、都道府県知事の認可を受けなければならぬ。認可を受けたと畜場使用料又はと殺解体料の額を変更しようとするときも、同様とする。

2 と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者は、前項の規定により認可を受けた額をこえると畜場

のと殺又は解体が行われる場合に準用する。この場合において、前項中「と畜場外」とあるのは、「獸畜の解体を行つた場所外」と読み替えるものとする。

5 前四項の規定により都道府県知事の行う検査の方法、手続その他検査に關し必要な事項は、政令で定める。

(譲受の禁止)

第十一条 何人も、第九条第二項の規定に違反してと畜場以外の場所で解体された獸畜の肉若しくは内臓、又は前条第三項(同条第四項

又はと畜業者は、第一項の規定により認可を受けたと畜場使用料又はと殺解体料を、と畜場内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(と畜のと殺又は解体)

第九条 何人も、と畜場以外の場所において、食用に供する目的で獸畜をと殺してはならない。但し、左の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 食肉販売業その他の肉を取り扱う営業で厚生省令で定めるものを営む者以外の者が、あらかじめ、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事に届け出て、主として自己及びその同居者の食用に供する目的で、獸畜(生後一年以上の牛及び馬を除く)をと殺する場合

一 飼肉販売業その他の肉を取り扱う営業で厚生省令で定めるものを営む者以外の者が、あらかじめ、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事に届け出て、主として自己及びその同居者の食用に供する目的で、獸畜(生後一年以上の牛及び馬を除く)をと殺する場合

2 と畜が不慮の災害により、負傷し、又は救うことのできない状態に陥り、直ちにと殺することが必要である場合

3 と畜場内で解体された獸畜の肉、内臓、血液、骨及び皮は、都道府県知事の行う検査を経た後でなければ、と畜場外に持ち出してはならない。

4 前三項の規定は、都道府県知事が特に検査を要しないものと認めた場合を除き、前条第一項第五号又はこれに係る同条第二項但書の規定によりと畜場以外の場所で獸畜のと殺又は解体が行われる場合に準用する。この場合において、前項中「と畜場外」とあるのは、「獸畜の解体を行つた場所外」と読み替えるものとする。

5 前四項の規定により都道府県知事の行う検査の方法、手続その他検査に關し必要な事項は、政令で定める。

(と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者)

3 と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者は、前項の規定により認可を受けた額をこえると畜場

のと殺又は解体する場合に准用する。この場合において、前項の規定によりと畜場以外の場所において、食用に供する目的で獸畜をと殺した獸畜を解体する場合は、この限りでない。

3 都道府県知事は、公衆衛生上必要なと殺又は解体の方法、手続及び汚物の処理方法を指示することができる。

4 と畜場内で解体された獸畜のと殺又は解体された獸畜の肉、内臓等の取扱方法及び汚物の処理方法を指示することができる。

5 と畜場においては、と殺後都道府県知事の行う検査を経た獸畜以外の獸畜をと殺してはならない。

(と畜のと殺又は解体の検査)

第六条 と畜場においては、と殺後都道府県知事の行う検査を経た獸畜以外の獸畜をと殺してはならない。

2 と畜場においては、と殺後都道府県知事の行う検査を経た獸畜以外の獸畜をと殺してはならない。

3 と畜場内で解体された獸畜のと殺又は解体された獸畜の肉、内臓等の取扱方法及び汚物の処理方法を指示することができる。

4 前三項の規定は、都道府県知事が特に検査を要しないものと認めた場合を除き、前条第一項第五号又はこれに係る同条第二項但書の規定によりと畜場以外の場所で獸畜のと殺又は解体が行われる場合に准用する。この場合において、前項中「と畜場外」とあるのは、「獸畜の解体を行つた場所外」と読み替えるものとする。

5 前四項の規定により都道府県知事の行う検査の方法、手續その他検査に關し必要な事項は、政令で定める。

(と畜のと殺又は解体)

3 と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者は、前項の規定により認可を受けた額をこえると畜場

のと殺又は解体する場合に准用する。この場合において、前項の規定によりと畜場以外の場所において、食用に供する目的で獸畜をと殺した獸畜を解体する場合は、この限りでない。

において適用する場合を含む)の規定に違反して持ち出された獸畜の肉若しくは内臓を、食品として販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の措手を含む)の用に供する目的で譲り受けたはならぬ。

(と殺解体の禁止等)

第十二条 都道府県知事は、第十条の規定による検査の結果、獸畜が疾病にかかり食用に供することができないと認めたとき、又は当該獸畜により若しくは当該獸畜のと殺若しくは解体により病害を伝染させるおそれがあると認めたときは、公衆衛生上必要な限度において、左の各号に掲げる措置をとることができる。

一 当該獸畜のと殺又は解体を禁止すること。
二 当該獸畜の所有者若しくは管理者、と畜場の設置者若しくは管理者、と畜業者その他の関係者に対し、当該獸畜の隔離、と畜場内の消毒その他の措置を講ずべきことを命じ、又は当該職員にこれらの措置を講じさせること。

三 当該獸畜の肉、内臓等の所有者若しくは管理者に対し、食用に供することができないと認められる肉、内臓その他の獸畜の部分について廃棄その他の措置を講ずべきことを命じ、又は当該職員にこれらの措置を講じさせること。
(報告の徴収等)
第十三条 都道府県知事又は保健所を設置する市の市長は、公衆衛生

生の見地から必要があると認めるときは、と畜場の設置者若しくは

管理者若しくはと畜業者から必要な報告を徵し、又は当該職員をして、と畜場に立ち入り、第五条若しくは第六条の規定による措置若しくは前条第二号若しくは第三号の規定により命ぜられた措置の実

施状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(と畜場の設置の許可の取消等)

第十四条 都道府県知事は、左の各号に掲げる場合には、第三条第一項の規定による許可を取り消し、又はと畜場の設置者若しくは管理者、と畜業者その他の関係者に対し、期間を定めて、当該と畜場の施設の使用の制限若しくは停止を命ずることができる。

一 当該と畜場の構造設備が第四条第一項の規定による基準に合わないつたとき。

二 第四条第二項の規定による獸畜の種類及び頭数の制限が定められていないと畜場において、その制限によらないで獸畜のと殺又は解体が行われるに至つたとき。

三 第四条第二項の規定による獸畜の種類及び頭数の制限が定められないない簡易と畜場において、通例として、一日に十頭を

こえる獸畜又は生後一年以上の牛若しくは馬のと殺又は解体が行われるに至つたとき。

四 当該と畜場の設置者又は管理者が、都道府県知事の警告を受けたにもかわらず、なお継続して第五条の規定に違反したとき。

五 都道府県知事は、と畜業者その他獸畜のと殺又は解体を行なう者が、当該職員の警告を受けたにもかかわらず、なお継続して第六条の規定に違反したときは、その者に対し、期間を定めて、と殺若しくは解体の業務の停止を命じ、又はと殺若しくは解体を行なうことを禁止することができる。

六 都道府県知事は、前二項の規定による処分をしようとする場合にあらかじめ、当該処分を受けるべき者に、その処分の理由を通知し、自己のために弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

七 都道府県知事は、同条第二項の規定による命令又は同条第二項の規定による命令若しくは禁止に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

八 第十四条第一項の規定による命令又は同条第二項の規定による命令若しくは禁止に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

九 第十八条 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第七条の規定に違反した者

二 第八条第一項の規定による認可を受けないで、又は同条第二項の規定に違反して、と畜場使

用料又はと殺解体料を受けた者

三 第九条第三項の規定による指

示に違反した者

四 第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定に違反した者

二 第十条第一項から第三項までに違反した者

三 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(保健所を設置する市)

第二十条 保健所を設置する市にあつては、第十五条第一項及び第二項中「都道府県」とあるのは「市」と、第九条、第十条、第十二条、第十四条及び第十五条第一項中「都道府県知事」とあるのは「市長」とある。但し、第十四条第一項については、施設の使用の制限又は停止を命ずる処分に関するのみ、「都道府県知事」と読み替えるものとする。但し、第十四条第一項については、施設の使用の制限又は停止を命ずる処分に関するのみ、「都道府県知事」とあるのを「市長」と読み替えるものとする。

二 第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

三 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

三 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

四 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

五 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

六 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

七 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

八 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

九 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一〇 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一一 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一二 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一三 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一四 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一五 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一六 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一七 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一八 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一九 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二〇 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二一 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二二 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二三 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二四 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二五 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二六 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二七 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二八 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二九 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二〇 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二一 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二二 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二三 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二四 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二五 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二六 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二七 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二八 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二九 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二〇 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二一 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二二 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二三 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二四 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二五 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二六 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二七 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二八 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二九 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二〇 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二一 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二二 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二三 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二四 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二五 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二六 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二七 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二八 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二九 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二〇 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二一 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二二 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二三 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二四 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二五 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二六 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二七 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二八 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二九 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二〇 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二一 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二二 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二三 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二四 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二五 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二六 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二七 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二八 第十条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

を受けた設置された一般と畜場とみなし、その他のものは、この法律の規定による許可を受けて設置された簡易と畜場とみなす。

(畜査員に関する経過規定)

4 この法律の施行の際、現に從前の規定によりと畜査員を命ぜられたものと畜査員と畜場とみなす。

(畜査員に関する経過規定)

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)

6 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改める。

第五条中第三十五号を次のよう

改める。

三十五 削除

第七条第一項第十五号中「と場」を「と畜場」と改める。

(畜處理場等に関する法律の一部改正)

7 獣處理場等に関する法律(昭和二十三年法律第百四十六号)の一部を次のように改める。

第二条第一項但書を次のよう

改める。

但し、食用に供する目的で解体する場合及び都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

(家畜伝染病予防法の一部改正)

8 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)の一部を次のように改める。

第五条第一項第二号、第二十一

条第一項第二号、第三十三条、第五十一条第一項及び第五十二条中「と場」を「と畜場」と改める。

(国有財産法の一部改正)

9 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三条)の一部を次のように改める。

第二十二条第一項第一号中「又は、同じ、いい焼却場」を「同じ、いい焼却場又はと畜場」に改める。

(土地取用法の一部改正)

10 土地取用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改める。

第三条第二十六条中「屠場法(明治三十九年法律第三十二号)によると場」を「と畜場法(昭和二十九年法律第百一号)」によると畜場」と改める。

(建築基準法の一部改正)

11 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改める。

第二十条第一号及び第五十三条第一項中「と殺場」を「と畜場」に改める。

(民生委員法の一部を改正する法律)

12 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)の一部を次のように改める。

2 委員は、左の各号に掲げる者を割り、同条第二項を次のように改める。

一 市町村の議会の議員

二 民生委員

三 社会福祉事業の実施に關係のある者

四 市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者

五 教育に關係のある者

六 関係行政機関の職員

七 学識経験のある者

第八条第四項を次のように改める。

四 民生委員推薦会に委員長一人を置く。委員長は、委員の互選とする。

第九条第二項中「社会事業」を「社会福祉事業」に改める。

第十条に次の但書を加える。

但し、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十四条第一項第三号中「社会施設」を「社会福祉事業施設」に改め、同条同項に次の二号を加える。

四 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉事務所(以下「福祉事務所」という)その他の關係行政機関の業務に協力すること。

第十九条第二項中「社会事業に関する學識経験のある者」を「社会福祉事業法に定める社会福祉主事としての資格を有する者」に改め、同条第三項を削る。

第八条第一項中「委員長一人及び」を削り、同条第二項を次のように改める。

第二十一条から第二十三条までを削る。

(第二十四条第一項中第三号を第四号とし、以下一号づつ繰り下げる)

3 この法律の施行の際現に民生委員の職にある者の任期は、第十条の規定にかかわらず、昭和二十八年十一月三十日までとする。この法律の施行後、従前の第八条の規定による民生委員推薦会の推薦に依り民生委員を委嘱される者の任期も、同様とする。

4 生活保護法(昭和二十五条法律第一百四十四号)の一部を次のように改める。

(生活保護法の一部改正)

4 生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号)に改め、同条中「保護員の協力」に改め、同条中「保護の実施機関、福祉事務所長又は社会福祉主事から求められたときには、これらの者の行う保護事務の執行について、これに協力するものとする」を「この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。」に改める。

第二十七条 削除

第二十八条を次のように改める。

第二十九条 削除

第二十九条を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第八条の改正規定

は、昭和二十九年十月一日から施行する。

(経過規定)

2 昭和二十九年九月三十日現に民生委員推薦会の委員の職にある者は、同日限り、その地位を失う。

3 この法律の施行の際現に民生委員の職にある者の任期は、第十条の規定にかかわらず、昭和二十八年十一月三十日までとする。この法律の施行後、従前の第八条の規定による民生委員推薦会の推薦に依り民生委員を委嘱される者の任期も、同様とする。

4 生活保護法(昭和二十五条法律第一百四十四号)の一部を次のように改める。

(第二十六条中「常務委員協議会」を削り、「支弁」を「負担」に改める)

第二十五条 削除

第二十六条中「常務委員協議会」を削り、「支弁」を「負担」に改める。

第二十七条规定により都道府県が負担した費用のうち、厚生大臣の定める事項に関するものについては、予算の範囲内で、その一部を補助することができる。

第二十九条を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第八条の改正規定

入し」を加える。

第五条中「その他の物をいう。」を
「その他の物をいう。以下同じ。」に
改め、同条に次の二項を加える。

獸畜の肉及び臟器は、輸出国の
政府機関によつて発行され、且
つ、前項の省令を以て定める疾病
にかかり、若しくはその疑があ
り、又はへい死した獸畜の肉又は
臟器でない旨及び殺年月日その
他省令を以て定める事項を記載し
た証明書又はその写を添附したも
のでなければ、これを食品として
販売の用に供するために入して
はならない。

第六条中「製造し」の下に「輸
入し」を加える。

第七条第二項中「添加物を販売し」
の下に「若しくは輸入し」を加
え、「その規格に合わない食品若しく
は添加物を製造し」の下に「輸入
し」を加える。

第九条中「製造し」の中に「若
しくは輸入し」を加える。

第十一条第二項中「販売の用に供す
るために製造し」の下に「若しく
は輸入し」を加える。

第二十二条中「都道府県知事」を
「厚生大臣又は都道府県知事」に改
め、「当該更員」を「当該官吏更員」
に改める。

第三十条第一項中「第五条」を「第
五条第一項」に改める。

第三十一条第一号中「第七条第二
項」を「第五条第二項、第七条第二
項」に、同条第三号中「都道府県知
事」を「厚生大臣又は都道府県知
事」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行す
る。但し、第五条の改正規定は、公
布の日から起算して一箇月を経過し
た日から施行する。

○中山政府委員　ただいま議題となり
ましたと畜場法案につきまして、提案
理由を御説明いたします。畜場は、
食用に供するための、獸畜の処理が行
われる施設でありますので、食肉の衛
生を確保いたしますためには、畜場

に行われることが必要と考えられるも
のであります。このよくな意味におき
まして、畜場及び食用の目的で行う
獸畜の処理に関しましては、明治三十
九年に制定されました畜場法によりま
して今日まで必要な調整をして参った
のであります。この間畜場法の部分
的な改正はありましたが、本質的な改
正を見ておりませんので、今日の社会
情勢に適合しない点が存するのであり
ます。たとえば最近の農村の家畜の増
産に伴いまして畜場の適正な普及を
はかることが必要と考えられるのであ
ります。従いまして今回、現行の畜場
法を廢止いたしまして新たに畜場法
を制定しようとするものであります。

現行の畜場法におきましては、畜場
は公営の大畜場を原則的なものと
考えておつたのであります。新たに
簡易畜場の制度を設けますとともに
の設置の道ができるだけ広くしますと
が、まず第一に必要であると考えら
れています。

れるであります。

次に畜場以外の場所で、食用の目
的で獸畜を処理することができます場
合を、法律で明定いたしますとともに、
この場合におきましても、都道府
県知事が公衆衛生上必要な指示を与
えられることができますとともに、この
処理ができるようにして、獸畜

の立場から進んで保護指導の実施に當
たりたいと考えるものであります。

さらに、畜場において行われます
屠畜検査員の検査を受けていない食肉
等を販売の目的で譲り受けることを禁
止しまして、食肉の安全をばかりたい
所存であります。その他畜場の監督
に関する規定の整備をはかる等所要の
改正を行ふ必要があると考える次第で
あります。

以上、この法律案を提案いたします
理由を御説明いたしました。
次に、ただいま提案になりました食品
の議会の議員、社会事業の実施に關係
のある者、学識経験者をもつて構成さ
れていたのであります。このような
方法では社会福祉の各分野の意見を十
分代表するような適任者が必ずしも委
員会の議員、推薦会は、從来、市町村
の議会の議員、社会事業の実施に關係
のある者、学識経験者をもつて構成さ
れていたのであります。このような
委員会の一部を改正する法律案につき
まして、提案の理由を御説明申し上げ
ます。

改正の第一点は、民生委員の職務につ
きまして、福祉事務所その他の関
係行政機関に対する協力關係を明確に
したことであります。すなわち、昭
和二十五年の生活保護法の改正により
まして、民生委員は、同法の実施につ
いて、補助機関から協力機関に変更され
たのであります。現在の民生委員法
におきましては、この点が必ずしも明
確であるとは考えられませんので、今
後、民生委員が福祉事務所その他の關係
行政機関の業務に協力することについ
て、特に明文の規定を設けることによ
りまして、両者の職務内容と責任分野
との明確化をはかることにいたしました
のであります。

改正の第二点は、民生委員推薦会の
組織を改めることであります。すなわ
ち、民生委員推薦会は、從来、市町村
の議会の議員、社会事業の実施に關係
のある者、学識経験者をもつて構成さ
れていたのであります。このような
委員会では社会福祉の各分野の意見を十
分代表するような適任者が必ずしも委
員会の議員、推薦会は、從来、市町村
の議会の議員、社会事業の実施に關係
のある者、学識経験者をもつて構成さ
れていたのであります。このような
委員会を広く社会福祉全般の代表者の
中から委嘱できるように、その範囲を
具体的に明示するとともに、その定数
を各分野についてそれぞれ二名以内と
する点をいたしました。これは、民生委員
の任務中に福祉事務所その他の
関係行政機関との連絡に当ることを附
加するとともに、市町村の区域を単位
とする社会福祉関係団体、すなわち市
町村社会福祉協議会の組織に加わること
ができるとしたのであります。

この輸入食品による事故を防止いた
しますためには、それを流通、消費の
段階において監視することも必要であ
ります。すなわち、輸入食品は、もとより
国内産の食品と異なり、製造、加工等
の段階において、わが国の監視を受け
ていないものでありますから、これだ

また、これと関連しまして、生活保
護法第二十二条に規定する「求められ
たとき」の字句が、社会奉仕者として

だねることとした点であります。
最後に、民生委員事務所を廃止した
ことであります。

なお、このほか民生委員の改選が全
国一斉に行われるようにするため、補
選期間とすることに改める、ども
に、現在の民生委員の任期は本年十一
月末日に終るものとする経過措置を講
じた次第であります。

以上がこの法律案の概要であります。

改正の第二点は、民生委員推薦会の
組織を改めることであります。すなわ
ち、民生委員推薦会は、從来、市町村
の議会の議員、社会事業の実施に關係
のある者、学識経験者をもつて構成さ
れていたのであります。このような
委員会では社会福祉の各分野の意見を十
分代表するような適任者が必ずしも委
員会の議員、推薦会は、從来、市町村
の議会の議員、社会事業の実施に關係
のある者、学識経験者をもつて構成さ
れていたのであります。このような
委員会を広く社会福祉全般の代表者の
中から委嘱できるように、その範囲を
具体的に明示するとともに、その定数
を各分野についてそれぞれ二名以内と
する点をいたしました。これは、民生委員
の任務中に福祉事務所その他の
関係行政機関との連絡に当ることを附
加するとともに、市町村の区域を単位
とする社会福祉関係団体、すなわち市
町村社会福祉協議会の組織に加わること
ができるとしたのであります。

この輸入食品による事故を防止いた
しますためには、それを流通、消費の
段階において監視することも必要であ
ります。すなわち、輸入食品は、もとより
国内産の食品と異なり、製造、加工等
の段階において、わが国の監視を受け
ていないものでありますから、これだ

けでは不充分であります。どうしてもその輸入時に十分注意して衛生上不良な食品を輸入しないようになるとともに、万一、衛生上不良な食品が輸入されました場合には、ただちに適当な措置をとることが必要であり、かつ、能率的であると考えるのであります。

また食肉等は、人畜共通の疫病の感染源となる危険性が強いものでありますので、国内においては、すべて屠場における厳重な検査を経ておりますが、輸入食肉等につきましては、わが国においてどのような検査を行うことができるか、同様な検査の結果安否であることを相手国に保障してもらいう必要があると考えるのであります。

いたしましたが、何とぞ慎重に御審査の上、すみやかに議決あらんことを仰懇する次第であります。

政府提案理由の趣旨説明を終りました。次に質疑の通告がござりまするからして、これを順次許します。山下委員。

山下：^{参考}と貴様おなごして政
府にちよつとお尋ねいたします。この
と審査法の一番大切なところは第四条
だと思いますが、政令案のこと
の基準内容は、ここに基準要項はござ
いません。

いますが、これではちょっとはつきりいたしかねるのであります。たとえば二町村組合が簡易屠場を建てるといつたらば、構造はこの基準によるといつましても、具体的な経費はどうのくらいかかるものでございましよ

物の規模といったしまして二三十坪程度を考えております。従いまして建築費その他の合せまして約五十万円程度で事が上ると存じます。

次に一般屠場につきましては、都市の規模その他によりまして大小さまざまでありますので、一概に申されません。

○三月の春の風
絶対はそれではあります
ましたが、「許可を与えないことができ
る」というの中には「人家が密集して
いる場所」ということがたいへん困る

のであります。山の中につくるわけにも参りませんし、割合に便利で、人家があまり密集していない所といたと、まあ農業協同組合の所あたりにな

るのでございますが、そういう場所を選びましても、さしつかえないかどうか「二」の問題は当然ですから、これもありやがましく言うことなどない

思いますが、〔三〕の「その他都道府県知事が公衆衛生上危害を生ずるおそれがあると認める場所」こういうことをあまりしほつて行くと、結局この法律

○楠本説明員　この趣旨は、元來が閣
が、その辺はどの程度に押えておるの
でございましようか。

場の適切な普及をはかりまして、農村の畜産の振興にも役立てようという趣旨でございます。従いまして、施設が衛生上最小限確保されております

れば、人家の密集というものはさほど問題にはなるまいと存じます。なおきわめて極端な場合を除きましては、環境上都道府県知事がこれを不許可にす

をもつて、必ず何かしらのフジでござります。これはよく〜の場合といふふうにお考えを願いたいと思います。

○山下(春)委員 そう御解釈を願えれ

ば、それで大した不便が起つて来ないと思うのであります。もう一つお尋ねしたいことは、この獣畜を屠殺する場所の検査員、これは都道府県の公務

員が当ることが最も好ましいのであります。この人員を相当増加する場合、その都道府県の公務員では足りないという場合があらうかと思ひます。

そういう場合に、町の獸医その他を採用するというような場合の採用基準、要すれば、私は検査員の給料がそういう農民の負担にからぬような方法を

○楠本説明員 お答え申し上げます。
　　とりたいと思うのであります、その
　　点に対して政府はどういうようにお考
　　えになりますか。

ただいま御指摘のよう、今後展場が普及いたしますと、勢い検査員の増加が要求されて参ります。その場合、從来は更員のうちから、つまり公務員の

うちから選ぶということになつておわります。ところが今回の改正によりまして、職員のうちから選ぶということに改めました。職員のうちから選ぶと、

うことは、要するに民間の獣医師等を県の非常勤の職員、つまり嘱託等の措置を講じまして、更貞でなくとも、屠畜検査員に任命される処置を講じた

い。まつたく御意旨通りだと思うのであります。

ば、たいへんにけつこうだと思いま
す。これが今のところ簡易屠場の負担
の上に一番大きな問題になつていて
思ひますから、その点はぜひ今御説明
のように運営願いたいと思うのであり
ます。

それから最初の建設に対しますが、五〇円程度のこの費用に対しましては、厚生省あるいは農林省あたりから多少の援助の方法が講じてございましょうか。一般農村で希望者が建設するようになつております。○楠本説明員 厚生省といたしましては、目下補助金もございませんし、助成の道を考えてございません。但し起債をあつせんすることにつきましては、自治府、大蔵省と極力努力をいたしましたが、今後も從来通り起債の獲得に努めて参りたいと存じます。なお助成金につきましては、目下農林省におきまして若干の助成金があるかに聞いております。一方都道府県におきましても、非常に養豚の盛んな地帶におきましては、県の独自の予算として若干の助成金が出るようになっております。

○山下(春)委員 御説明によりましたて、厚生省の方としては予算もないから助成の方法がない。農林省で若干するかも知れないが、起債のあつせんをする。今御説明を聞きましたように、二十坪で五十万円ですから、大したことないようですが、要するに、この簡易屠場法を日本中で最も歓迎して、これが活用されるであろう、またとしてやりたいと思うのは、まことに過酷な貧弱な農村だと思うのであります。そこでこの建設資金はわづかな金額でありますが、これが負担に耐えかねて、この簡易屠場法による建設が遅れるというようなことになりますれば、国民の食生活の改善の上からいつても、すべての、体位の向上の上からいいましても、最も優慮しなければならない農山村に普及したい施設でござ

どう限りわずかな助成でもよろしいから、助成のできるようになお農林省、大蔵省とも極力連絡をとつていて、すみやかにこういうものが建設できるように、ぜひひとつ格段の御努力を願いたいことを希望いたしますので質問を終ります。

○楠本説明員　目下来年度予算の編成中でござりまするが、私どもいたしましては、農山漁村の生活環境の健全化という趣前から、あるいは簡易水道、あるいはただいまお話の簡易屠場というものの経費を予算化して参りましたと努力をいたしております。

○小島委員長　長谷川君。

○長谷川(保)委員　私は食品衛生法の一部を改正する法律案について伺いたいのであります。本改正法案をお出しになりましたについては、輸入食品につきまして衛生上相当有害なものがあつたと思うのでござります。たとえば、昨年黄変米等の問題がありましたが、食肉の方でもそういうような実例が相当あつたのでございましょうか。

○楠本説明員　お答えを申し上げます。事件のおもなものを拾つてみると、昭和二十二年に東京、埼玉、群馬におきまして、約四千名の患者を出しました大豆粉による事件がございました。その翌年の昭和二十三年におきましたビルマ豆による事故がございました。昭和二十五年から二十六年にわたりましては、長野、秋田、大分等の各地方におきまして、学校給食用に用いたしました脱脂粉乳によりまして、かなりの患者を出しました。これらを纏合い、

○長谷川(保)委員 全国に配給され
たしますと、ただいま御指摘の食肉に
よるものは、食肉の輸入がきわめてわ
ずかでありました関係で、今まで事
故を起しておりません。

それ適当な処分をいたしております。
なお、現在学校に配給されましてから発見したような例も、決して少くはないません。

正をいたしまして、定員を十分増加いたしまして、かかる危険のないようする必要が多分にあると思います。この点について私は、厚生省がただいま申しましたような消極的なことでな

は、私たちには女、子供の立場から大いにやさなければ意味がないのです。ですから、予算措置について、たとえばこの法律改正にあたって、どの程度までの努力をなさるか、その程度によつては、私たちには女、子供の立場から大いに

ができないといって御返上になるなどが
いうことは許されないので、もう一時こ
れは絶対に日本の港で文句を言えない
ようなときがあつたと思います。これ
は見返り物資とか援助物資という名目

おりまする脱脂粉乳等で、酸化していくものがあるやう伺うであります。これらの検査はどういうやうにいたしておるのでございましようか。

○楠本説明員 輸入食糧は、脱脂粉乳に限らず、現在は各港に國の検査員が駐在しておりますて、この検査員が抜取り検査をいたしております。従いまして脱脂粉乳につきましても、抜取り検査の結果、著しく不良なもの等につきましては、これを廢棄処分に付しておるわけであります。

○検査員は、どれくらい定員がござりますか。
○楠本説明員 現在各港に駐在しております者及び試験検査の機関に従事いたしております者は、三十八名でございます。
○長谷川(保)委員 常識から申しまして、三十八名ではどうていどできないと思ふのでありますけれども、この法律案の改正案をお出しになります以上、定員の改正をしなければならないと思ふのですが、その点についてはどうお考えに

しに、ひとつ積極的に法律改正、定員法の改正等をなされんことを希望いたします。私の質問はこれで終ります。

○堤(シ)委員 ちよつと関連して…。部長にお尋ねいたしますが、ただいまの政府との御問答を承っておりますと、抜取り検査をやつておいでになる。そこで、品物を入れる方と、もう一方の立場を考えると、日本側での抜取り検査というものの程度は、向うすぐわかるでしよう、だからあいう不都合なことが起つたのではない

に政府に当りたいと思います。
○楠本説明員 現在輸入食糧の全品検査をいたしますと、約百六十名の増員を必要といたします。従いましてただいま御指摘のように、実は当初百六十名案を立てまして努力をいたしましたが、微力にいたしまして遂に目的を達せず、はなはだ申訳ないと思つております。なおしかし御指摘のように、重大な問題でありますので、現在は他の仕事を若干押えましても、輸入食糧の検査に努力いたしております。現在

でもらつたのでやむを得なかつたかも
りませんが、独立後の今日、そういう
う押しつけられた文句を言えないよう
なものでなしに、抜取り検査を係官三
十八名でやつた結果これは入れること
ができるないということで、外国にお返
しになつたトータルが、当然部長にあ
るのじやないかと思ひますが、いかが
でござりますか。

○楠本説明員 現在の法律はまことに
残念ながら、検査の結果悪いものだと
思つても、みすく輸入しなければな

○長谷川(保育委員) すでに配給いたしました脱脂粉乳等の検査はどういうようないたしておりますようか。相当酸化しておるものが各学校にあるということを開いておるのでありますけれども、いかがでありますようか。

○楠本説明員 現在はたとい不良食品でありましても、現行法におきましては輸入そのものはできる建前になつております。そこで私どももいたしましては、これを国内の食品と同じように抜取り検査をいたすわけでございます。従いまして抜取り検査に漏れましたものは、結局配給まで進んでしまふ。そこで悪いものが配給された場合どうなるかと申しますと、これはやはり国内食品の一環といたしまして配給りまして、その現地の検査員がこれをせらるべき食品でありますても、検査いたしまして、悪いものはそれをして配給されたものも、遠く現地に参りまして、その現地の検査員がこれを検査いたしまして、悪いものはそれ

○楠本説明員 私どもは、御指摘の通り、輸入食糧につきましては、全品検査をいたしたいのでございます。しながらこれにはかなり膨大な職員を要しますので、目下の計画といたしましては、予算の許す範囲内におきまして職員の増加を要求し、やはり抜取り検査をもう少し手するためにする程度よりやむを得ないのではないかというようになります。

○畠谷川(保)委員 昨年黄変米の事件があつて、相當にやかましい問題でございました。またただいま伺いますと相当輸入食品による被害が多く、ときには死者も出るようございました。で、すでに黄変米にいたしましたのも、その他のこういうようなただいまお話をいただきましたような件につきましても、それがすでに内地に配給されてしまつてから、こういう被害が出ておるのであります。この際定員法の改

かと思うのです。長谷川委員は御了解になつたのかどうか知りませんけれども、私は抜取り検査については、国民の生命にかかる問題ですから、了承しがたいのです。ですから、これはもつと徹底的な方策を講じてもらつて、慎重を期してもらわないと、食品ですから、主婦、子供の立場からいつて、政府がこの際食品衛生法の一部を改正なさるに加えて、予算的措置をなさつて、少くとも港に配置してある三十八名程度のものを十倍くらいにしなければ、われ々の常識で考えてみて、始末がつかないのではないかと思うのです。部長は、どうせ予算がそれないのだから、丁寧にやりますといふぐらいいにしておかなければしかたがないとお思いになつたのだらうと私は思いますが、これは徹底的にやらなければいけないと思うのです。それをやらないければ、食品衛生法の一部を改正しても、名目をかえただけであつて、係官をよ

○堤(シ)委員 しつこいようであります
すけれども、今はなくなりましたが、
私たちが台所にもらうところの両麪の
粉とか米などは、虫がそろ／＼とはつ
ておつたものです。当時から政府に対
してずいぶん憤慨したものですが、占
領下やむを得ないというようなあきら
めもあつたように思うのです。けれど
も、対等の立場において、国際場裡に
出て日本が商売できるようになつたの
でありますから、今までのような政府
の態度では、私は非常に困ると思うの
です。もちろん抜取り検査をなさつ
て、品物が不合格であるならば、堂々
と向うに突き返すということに異議な
いように政府ではお考えになつておる
と思いますけれども、今まで占領下や
むを得なかつたといえども、抜取り検
査の結果、これはちよだいすることと

いたしまして、悪い食糧は輸入を拒否する、国内に入れないという改正を、今回お願いをいたしておるわけでござります。しかば、今まで検査の結果悪かつたものもやむを得ず輸入されてしまつた、こういうものをどうしておるかというと、これは必ず農林省と相談をいたしまして、たとえば米であるならば、その程度によりまして、みそ用にするとか、しようゆ用にするとか、あるいはアルコール原料にまわすというように、他に転用をはかつてあります。従いまして從来まで検査の結果悪いと思ったものは、農林省と大体話がつきまして、処分をされておるわけではござります。

○堤(シ)委員 私は、これは部長が非常に大切な責任を持つておいでになると思ひますから、特に申し上げておきますが、現在日本の農民が産するところの米は、絶対量で二千万石以上え

かけられは食糧自給ができるかい、そこでその買わなければならぬ、売りつけられるにひとしい米麥に対して国内の農民が産するところの米は一等だ、二千円ないし二千五百円安いものを農民から買い上げておいて、外國から高いものを買っておきながら、許されない検査の結果、輸入食糧よりも石炭当たり一千円ないし二千五百円安いものを農民がゆえに、それを二流品、三流品に落として、もううどきには「等品でもらつておいて、食えないから、しようゆにする、酒にするといふようなことで、國民の税金を濫費しておることは、私はまことにけしからぬと思ひます。この額は非常に大きいですよ。こういうロスがあるからこそ、國民が徵稅に苦しむ、食糧自給ができないで、やみ屋が横行するのだと思ひます。二千万石の外國輸入食糧といふものは、非常な國民の出血になるところのものである。それを品物が悪くても泣寝入りをして、二級品、三級品に引下げて、お林省と詰合の結果、よそに転用しておる。その間の金をどうするか。何百億になるでしょう。こういうことはけしからん。これは税金を納める國民の立場から、また我々營々として米をつくつてもなお食糧自給ができるない農民の立場からいって、まことに憤慨すべき問題だと思う。こういう問題が必ずあつたろうと思つたから、私は今あなたに御質問申し上げるのであります。ひとつこの問題については、この法律をわれわれ委員会が通す通さないということは別問題いたしまして、徹底的に大蔵省、農林省、厚生省の立場につい

ともが御言ひ分でありますかとおも持て御立派なこととしておるのでござります。主婦の立場から、輸入米などいろいろ／＼な点でいたたままで残念なこともなかつたとは言はれません。しかし、何よりも大切なことは、このままでは、いつ切れない点もあるのであります。いかで、わゆる完全独立をいたしますまい。いろいろな段階があるうかと思ひますので、今日こういう法案が出来ましたといふことは、それを深く認識をいたしました。しかし、政府が厚生省に命じまして、このうものを出した、このことはどうぞ御了承を願いたいのであります。直で、いうからこそこういうものをこの委員会に提出をいたしまして、皆様方の御採決を仰ぎ、そういうことを防止しようという政府の努力のほどはお認め願いたいと思います。私もお申出の通り、それも閣議とも連絡をいたしまして、これまでいろいろ／＼な点があつたことを調べて参りますし、こういうものが出来ますと、今の御心配はすつかり霧の八とく消えて行くかと私は思つておりますから、どうぞ御安心願いたいと思ひます。

と、特に明文を規定して今後のあり方をはつきりした点、これは私はある程度まで了承できるのです。しかしことに一点問題がありますのは、民生委員会が委員若干人でこれを組織することとなつておりますが、その内容を見ますと、市町村長がこれを委嘱する、市町村の議会の議員とか民生委員員、あるいは社会福祉事業の実施に関する社会福祉関係団体の代表者、これが問題なのです。從来民生委員といふものは、ややともするとその本質が誤られて、何か弱い者をば、気の毒な者をば救つてやるんだ、おれはそういう役目にするんだというような観點に立つおそれが多くなつた、それがだんだんと自覺をもつて改められて來をなすることはたいへんけつこうなことであります、この民生委員の人選の方方法についてはよほど考慮をしないと法律の面だけにおいてはなか／＼その徹底を期すことは難儀であります。特に私が今指摘いたしました推薦会の場合は、市町村長が、あるいは市町村の議員とか、民生委員とか、あるいは社会福祉事業に關係のある者とかいふような点が多く羅列されておりますが、實質においてはなか／＼これは難儀なことなんです。ややともすると民生委員といふものが、誤まつて自分に与えられた職責をば悪い方面に使う面が多いのです。これは私らが東京新宿区の民生委員長を長年勤めて特に痛切に感じたところであります。何といいますか、昔のちよつと偉い且那方のやる仕事は、一度でも了承できるのです。しかし、この推薦会が委員若干人でこれを組織することとなつておりますが、その内容を見ますと、市町村長がこれを委嘱する、市町村の議会の議員とか民生委員員、あるいは社会福祉事業の実施に関する社会福祉関係団体の代表者、これが問題なのです。從来民生委員といふものは、ややともするとその本質が誤られて、何か弱い者をば、気の毒な者をば救つてやるんだ、おれはそういう役目にするんだというような観點に立つおそれが多くなつた、それがだんだんと自覺をもつて改められて來をなすることはたいへんけつこうなことであります、この民生委員の人選の方方法についてはよほど考慮をしないと法律の面だけにおいてはなか／＼その徹底を期すことは難儀であります。特に私が今指摘いたしました推薦会の場合は、市町村長が、あるいは市町村の議員とか、民生委員とか、あるいは社会福祉事業に關係のある者とかいふような点が多く羅列されておりますが、實質においてはなか／＼これは難儀なことなんです。ややともすると民生委員といふものが、誤まつて自分に与えられた職責をば悪い方面に使う面が多いのです。これは私らが東京新宿区の民生委員長を長年勤めて特に痛切に感じたところであります。何といいますか、昔のちよつと偉い且那方のやる仕

事のようが傾向が多分にあるのであります。羅列されたのみならず、厚生省においてはこの人選の方法について端的に法文で述べておられるか、まずこれを伺つておきたいと思うのであります。

○安田政府委員 民生委員の推薦会の構成につきまして御質問がございました。こういう制度は特にどういふうに規定しておられるか、まずこれを伺つておきたいと思うのであります。

ま御指摘のようなことは、私は一々よくもつともだと思ひます。そういう意味で、私たちも従来の推薦会の構成を示しておられるが、たゞ大事なことでございまして、たゞ一回、委員になるかといふことが何より一番大事なことでございまして、たゞいままで御指摘のような人を選べるような、具体的な書き方をいたしたのでございまして、問題は、どういうふうに書きましょう。問題は、どういうふうに書きましょう。問題では運用の面におきまして、実際それでは運用の面におきまして、どういう人がなるかといふことが問題であることは申すまでもございませんけれども、前のような書き方でございませんけれども、市町村によりますと、いろいろ事情によって偏った構成が出来ると思ひます。その結果がただいま御指摘のよくなことになつたところがなつきにしもあるらずございます。これはたいへんむずかしいことでござりますので、私どもいろいろ考えたのでござりますけれども、大体こういうところが一番適当いやないかと思つて実は決文を作成した次第であります。

Digitized by srujanika@gmail.com

のが、何となく一般民生委員にかかり得べき人がよりつきにくいような傾向が強いのです。それからこれは名譽職となつておりますが、この役につくことによって、相当いろいろな弊害が生れて来ることは、あなたの方御承知の通りです。われくも身をもつて体験しております。従つて厚生省の指導理念というものがどこにあるかを聞きたいのであります。それがと重ねてもう一つ伺いたいのは、名譽職として給与をどういうふうな取扱いをしておられますか。実費弁償をどういうふうな方法をとつておられるか。今後はどういうふうにとつて行かれるつもりか、ひとつ伺いたいと思ひます。

○安田政府委員 お答えいたします。
どういう人を理想とするかということをございますが、もちろんこういうことについて十分深い理解がございまして、ただいま御指摘ありましたように、こういうものが選舉に利用されるといふようなことのないようになければならぬ。またあるいは自分の生活がすでに心配であるといふような人が、こういうところに入つて來ても困ると思ひます。諸般の点を考えまして、自分がなりたくてなると、いふ人よりは、みながあの人にひとつやつてもらつたらどうかといふようなりつけばな人がありますならば、そういう人を選ぶのが私どもは理想ではないかと考えております。なお現在は民生委員は名譽職でござりますので、お話をのように給与はございませんので、ただ若干の実費弁償的な手当がございまして、これは平衡交付金に入つております。従いまして、実際具体的にどの程度のものが渡るかということは、府県によつて違

つておる、ような次第であります。
○中野委員 問題は実費弁償の点もあるのです。これは名誉職として民生委員をやりますと、なか／＼並たいいものではないのです。實際上において今の平衡交付金によつて交付される程度の実費弁償金額などといふのは、もう微々たるもので、實質上において民生委員がその職責を全うするのにはなか／＼難儀なことです。こういう点についても厚生省の方で相当指導してよいと思ひうのです。きょうは先ほども申し上げましたように、最初の委員会ですから、実は全国民生委員会の連合会の要望もありますし、それ／＼の私らの意見もありますが、深くは今日ここでは申しません。逐次日にちを追うて私の方から申し上げて行くつもりですが、まず第一番に今申し上げたような推薦会の範囲ですが、昔のようにな官僚万能という言葉が悪ければ、近ごろ民主政治の時代ですから、そういうことはないと言えばそれまでであります、が、市町村長がこれを委嘱する、委嘱しつばなしですと必ず起る弊害はその人選の方法です。もとよりだれしも、これはひとり厚生省のみならず、一般国民もまた民生委員になる人も好ましい人をぜひ求めたいのですが、なかなか／＼そういう人はいやがつてならない、そういう人を求めるようとすればそういう人に対する相当な実費弁償もしなければならぬのです。これなしにただよい人を選ぶということになりますと、やはり昔にかかる傾向がある。法案はまだ提案されたばかりでありますから、私の方も中を熱説玩味いたしまして、いざれあなたの方に適宜お尋ねを申し上げ、それに対する希望も

申し上げるつもりですが、どうか私の
申し上げたような点もひとつ脳裡に置
かれて、今後の運営に当つていただき
たいと思います。

○小島委員長 古屋菊男君。

○古屋(菊)委員 と畜場法案の第九条
の「獸畜のと殺又は解体」に関する条
文の、但し、左の場合はこの限りでな
いというところの、自家用屠殺の場合
とか、切迫屠殺の場合、この屠殺の方
法はどんなふうにするか、ちよつと御
説明を伺いたいと思います。

○楠本説明員 自家用屠殺の場合は二
通りございまして、屠場外で自家用屠
殺がある場合には何ら特別な屠殺上の
基準はございません。しかしながらも
もちろん衛生上不良なことが行われます
と、食肉に害があるばかりでなく、環
境上からもよろしくありませんので、
前もつて届けさせることにいたしまし
て、できる限り保健所等から係官が行
つて、いろいろな点を指導するという
建前でございます。従いまして、別に
これという屠殺上の基準はございません。
○古屋(菊)委員 そうすると、いろいろ
の処理、跡始末などはどんなようによ
するのですが。

○楠本説明員 屠場外屠殺にいたしま
した場合は、もちろん適当な場所を選
び、汚物の始末あるいは食肉の解体整
理、かような点はそれべつ適当に……。
○古屋(菊)委員 適当とはどんなふう
にするのか、その衛生処理をいかにす
るかということです。

○楠本説明員 屠場外自家用屠殺の場
合は、ただいま申し上げましたよう
に、届出によりまして努めて保健所等
から専門家の係官が参りまして、取扱

いの点を指導いたします。それによりまして安全を期して参る所存でござりますが、ただ規則によりますいわゆる食肉検査といふようなものは行わないことになります。

○杉山委員 ちょっととお伺いしたいのですが、簡易屠場の問題については別段大した規定はないというお話をしましたが、要綱の一の(2)に、屠場の構造設備の基準というものは政令で定めると書いてあります。が、どういうような政令の内容であるか、今わかれればちよつと聞かせていただきたいと思います。これは農村に非常に関係があるのであります。

○楠本説明員 屠場外自家用屠殺の場合に限つて特別な基準はございませんが、簡易屠場につきましては構造あるいは取扱いについて厳重な規定がございます。そこで施設の点から見まして、どの程度のことを考えておるかといふ御質問でございますが、一般屠場につきましては一応動物の緊留場、あるいは生きた動物の検査場、あるいは屠室、畜産屠室、あるいは検査室、あるいは枝肉の処理場、あるいは汚物の処理場、給水施設、消毒施設、あるいは隔離施設といふようなものを考えております。ところが簡易屠場につきましてはなるかに規模を狭めて、ただ単に屠室あるいは検査室、汚物処理施設あるいは消毒所といふようなものだけを考えておるわけであります。

○小島委員長 他に御質問はございませんか。——他に御質問もないようではありますから、本日はこれをもつて散会いたします。

次会は公報をもつて御通知いたします。

昭和二十八年六月二十日印刷

昭和二十八年六月二十二日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局